

令和 6 年度 多子世帯学校給食費助成事業のお知らせ（第 3 子以降対象）

■制度の目的

市独自の子育て支援策の一環として、市立小・中・義務教育学校に在籍する第 3 子以降の学校給食費を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

■助成対象者

以下①～④のすべてを満たしている保護者の方が助成対象となります。

①原則として、羽曳野市に住所を有していること。

②今年度 22 歳以下の年齢に達する子（※ 1）を 3 人以上監護または扶養（※ 2）していること。

※ 1. 今年度 19 歳以上の年齢に達する子については、大学等に在籍していることが必要です。

（19 歳以上の子とは、令和 6 年度の場合、平成 18（2006）年 4 月 1 日以前に生まれた方を指します。）

※ 2. 15 歳以下の子については監護、16 歳以上の子については扶養していることが必要です。

③②の子のうち、年齢が上から数えて 3 番目以降の子が、羽曳野市立小・中・義務教育学校で学校給食の提供を受けていること。

④学校給食費の滞納がないこと。

※ 3. 年度途中で転出するなど、要件を満たさなくなった場合は、原則異動日の属する月の前月分までを助成します。

※ 4. 年度途中で要件を満たした場合は、原則要件を満たした日の属する月の翌月分から助成します。

※ 5. 上記の要件を満たしていても、生活保護を受給されている方で、小学生の子がいる場合は、その子については助成の対象外となります。

※ 6. 就学援助費、特別支援就学奨励費を受給されている場合は、その支給額と本事業による助成金額の差額を助成します。

■申請手続きなど

この事業による助成を受けるには、毎年度、申請が必要です。受付期間内に申請してください。

受付期間中に申請し、令和 6 年 4 月 1 日から助成要件を満たしている場合、令和 6 年 4 月分からの学校給食費を助成します。

■助成金額

小学校低学年（1～3 年）	一律 年額 47,000 円
小学校高学年（4～6 年）	一律 年額 49,000 円
中学生	中学校給食を利用の場合、実費の半額

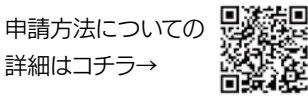
■受付期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 12 月 27 日（金）

■申請方法

窓口（食育・給食課 / 市役所別館 3 階）またはオンライン申請

「問合せ」食育・給食課



総合基本計画等策定に向け

「市民アンケート」調査を実施します

令和 8 年度からのまちづくりの指針となる「第 7 次羽曳野市総合基本計画」及び「第 3 期羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、本市が抱える課題や将来のまちづくりについての市民の皆様のご意見、ご要望をいただくため、「市民アンケート」「転入・転出者アンケート」調査を実施します。



無作為抽出により対象となった方に、10 月上旬より郵送にて調査票を送付いたしますので、調査票が届いた場合は、ご多忙のこととは存じますが、ご協力くださいますようお願い致します。

また、より具体的なニーズ把握などを行うために開催する「市民ワーキング会議」への参加者も募集します。詳細については、QR コードからご確認ください。



「問合せ」政策推進課 ☎ 072-947-3801（直通）

副市長の再任
（令和 6 年 9 月 1 日付け）



伊藤 弘三 副市長

8 月 30 日、市議会は伊藤 弘三氏の副市長の任命に同意。
9 月 1 日付けで副市長に再任しました。

■経歴

昭和 56 年 4 月
平成 10 年 4 月
平成 19 年 4 月
平成 22 年 4 月
平成 25 年 4 月
平成 28 年 4 月
平成 31 年 4 月
令和 2 年 8 月
令和 2 年 9 月

大阪府採用
総務部市町村課主査
総務部市町村課課長補佐
府民文化部府民文化総務課課長補佐
総務部人事局参事
政策企画部秘書課長
政策企画部副理事兼秘書課長
大阪府退職
羽曳野市副市長

「問合せ」秘書課